

## 公益財団法人いわて産業振興センター情報開示要領

平成 25 年 8 月 9 日制定

### (目的)

第 1 条 この要領は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)の経営に関する情報の開示に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第 2 条 この要領で経営に関する情報とは、別表 1 記載のものとする。

### (備え置き及び閲覧)

第 3 条 センターは、経営に関する情報を書類又は電磁的記録として備え置き、業務時間内に一般から請求があった場合、閲覧させる。また、書類の写し又は電磁的記録の印刷の請求があった場合、それに応じる。

2 前項の写し又は印刷に要する経費は、公益財団法人いわて産業振興センターが保有する文書等の開示等に関する要領(平成 13 年 3 月 29 日制定)により請求者から徴収する。

3 第 1 項の規定は、知事が所管する出資法人の情報公開に関する要綱(平成 11 年 3 月 30 日告示第 291 号)により行う情報公開を妨げるものではない。

### (ホームページ)

第 4 条 センターは、経営に関する情報をセンターホームページで公開する。

2 公開時期は、別表 1 に記載のとおりとするが、内容に改正等があった場合、1 週間以内に公開情報を更新する。

### (担当)

第 5 条 経営情報の公開に関する事務は、総務金融部が行う。

### (公表)

第 6 条 この要領は、センターホームページにより公開する。

### (改正)

第 7 条 この要領の改正は、理事長の決裁により行う。

### (その他)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 9 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 経営に関する情報(第1条関係)

開示する情報	開示時期	根拠
定款	常時	自主判断
役員名簿	常時	認定法第21条
役員等報酬及び費用に関する規程	常時	同上
事業計画書	評議員会承認後から事業年度開始まで	同上
収支予算書(資金調達及び設備投資見込みを含む)		同上
事業報告書	評議員会承認後から事業年度終了後3箇月以内	同上
決算書(キャッシュフロー計算書、財産目録を含む)		同上
中長期的経営計画	決定後1週間以内	県指導
いわて産業人材奨学金返還支援事業実施状況	評議員会承認後から事業年度終了後3箇月以内	規程
顧客満足度調査結果	広報誌発表時	実施要領
顧客満足度調査ご要望・ご意見に対する対応策	決定後1週間以内	同上
職員の給与、役員の報酬及び退職金に関する情報	常時 毎年5月末更新	県指導
役職員数	常時 毎年4月1日更新	同上
出資	常時	同上
県からの財政的支援、県派遣職員の状況	常時 毎年5月末更新	同上
規程	常時	各規程